

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

- 1 政策等の題名 杉並区自転車利用総合計画【改定】
- 2 案の公表の日 平成28年12月11日
- 3 意見提出期間 平成28年12月11日から平成29年1月10日
- 4 意見提出実績 総数5件（個人5件、団体0件）延べ16項目
 F A X 2件
 ホームページ 3件

5 お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

No.	項目	意見の概要	区の考え方
第2章 自転車利用の現状と課題			
1	6 自転車利用に関する課題	「6 自転車利用に関する課題」の一つとして、「コミュニティサイクルの導入」を検討課題として入れてほしい。（同意見：1件）	住宅地が中心の杉並区でコミュニティサイクルを導入する場合、回遊性などを踏まえた利用予測や、それに伴うポートの確保、周辺区市との連携などが重要であり、今後も、周辺区市の導入状況などを注視していく必要があると考えています。
第3章 取組の基本的方針、計画目標及び具体的な取組			
2	2 基本的方針別の取組	基本方針に「自転車通行空間の整備」を加えて5方針としてほしい。なお、「自転車通行空間の整備」の内容説明には、自転車通行空間の整備、自転車ネットワーク整備についてその基本方針と計画目標（表）を記述してほしい。	自転車通行空間の整備については、基本的方針4の「自転車の安全利用（事故防止）の推進」に基づき実施する取組の一つとしています。 なお、区では、自転車走行空間整備の具体化を図るため、国、東京都等の関係機関と協議のうえ、「杉並区自転車ネットワーク計画」を策定し、その中で、基本方針、計画目標を掲載しています。 計画目標については本計画のP21(3)(4)に掲載しています。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
3	2 基本的方針別の取組 2-3 放置自転車のない安全で快適なまちづくり	短時間利用者向けの駐車場の整備が進まない場合は、指導・注意の強化、撤去を頻繁に行うことが必要である。	街頭指導員による自転車駐車場への誘導、放置自転車への警告など、放置防止活動の強化に努めていきます。
4	2 基本的方針別の取組 2-4 自転車の安全利用（事故防止）の推進	自転車運転中の携帯・スマホの使用、イヤホン利用への規制の明記や、その規制について学校を通じて生徒に伝えてほしい。	これまでも小・中学校での自転車安全利用教室や一般向けの講習会において、携帯電話・スマートフォン操作などの「ながら運転」などの危険行為を紹介し運転ルール・マナーの啓発に努めてきました。 今後とも講習会などの実施や、学校を通じ周知・注意喚起実施の協力を求めています。
5	2 基本的方針別の取組 2-4 自転車の安全利用（事故防止）の推進	自転車のLEDライトは取付け方によっては歩行者・対向車がまぶしい場合がある。 歩行者・対向車が危険を感じないような取付け方を指導してほしい。	正しい自転車の整備や乗り方などについては、区内各警察と協力をしながら、自転車安全利用教室などを通じて、今後も周知に努めていきます。
6	2 基本的方針別の取組 2-4 自転車の安全利用（事故防止）の推進	自転車で犬の散歩を行うことが道交法違反であることを、周知徹底してほしい。	今後も広報などを通じて安全に正しく自転車を運転してもらえよう啓発をしていきます。
7	2 基本的方針別の取組 2-4 自転車の安全利用（事故防止）の推進	安全パトロール隊による注意喚起に従事する者には、区から正式に委嘱する・身分証を支給する・警察との連携体勢を整えるなど、行為の正当性の確立と安全の確保が必要である。	区の安全パトロールは、防犯対策、自転車放置防止対策等の安全指導について知識・経験を有する者を非常勤職員として委嘱して、区の事業として実施しています。 パトロールの実施に当たっては、区内各警察署からの事故情報やパトロール中の注意喚起の事例など、警察署との情報共有や連携を図ることにより、安全性の確保に努めています。
8	2 基本的方針別の取組 2-4 自転車の安全利用（事故防止）の推進	道路交通法改正以来、自転車は、基本的に車道を走行となったが、高齢者や子ども達には、車道を走るとは勧められない。	自転車は原則、車道左側通行となりますが、例外として、13歳以下の子ども、70歳以上の高齢者、障害のある方は歩道の通行が認められています。 今後も高齢者や子どもなどの安全を確保するため、周知を図っていきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
9	2 基本的方針別の取組 2-4 自転車の安全利用（事故防止）の推進	自転車より弱い歩行者を守るため、自転車が車道を走るのは当然であるが、自動車から自転車を守る施策も、セットで行われる必要がある。	区では自転車の車道左側通行を促し、また、自動車運転者に対しても自転車が車道の左側を通行することを周知するため、杉並区自転車ネットワーク計画を策定し、自転車事故の多い道路などを中心に、路面への自転車ナビラインやナビマークの整備を進めていきます。
		自転車の最高速度制限を10Km/hとする。また、歩行者とすれ違いや歩行者を追い越すときは、歩行者並みの速度に減速するように周知するとともに、学校などで教えてほしい。	道路交通法では自転車が歩道を走行するときは、車道寄りを徐行すると定められています。今後も小中学校での自転車安全利用実技講習会や区民向けの講習会などで歩道での通行方法も含めた、ルール・マナーの啓発を更に進めていきます。
11	2 基本的方針別の取組 2-4 自転車の安全利用（事故防止）の推進	自転車及び歩行者は、原則として歩道部分の左側を通行し、追い越す場合のみ、安全確認のうえ右側を通行することを周知し、学校などでも教えてほしい。	道路交通法では自転車が歩道を走行するときは、車道寄りを徐行すると定められています。今後も小中学校での自転車安全利用実技講習会や区民向けの講習会などで歩道での通行方法も含めた、ルール・マナーの啓発を更に進めていきます
		交通ルールのなじみの薄い、普段クルマを運転しない方への啓発活動の推進が必要である。（商店会、町内会のイベントなどの機会に実施してほしい。）	警察と協力のもと実施している小・中学校での自転車安全利用実技講習会に加え、普段自転車のルール・マナーを学ぶ機会の少ない、社会人や学生を対象に平日夜間に自転車ルールに関する講習会を開催しています。また、商店街や町会、交通安全協会などと協力して街頭での啓発活動等も定期的に行っています。
12		赤信号の無視やスマホ操作など危険な運転を見かけるので、警察との連携による取締りの強化が必要である。また、自転車運転マナーの向上のために、街頭での啓発、指導が必要である。	今後も関係機関や地域の団体と協力して啓発活動などを進めます。
13			

No.	項目	意見の概要	区の考え方
その他			
14		<p>短時間利用者向けの小規模な駐輪場を更に整備していく必要がある。</p>	<p>短時間利用者向けの自転車駐車スペースは、既存の自転車駐車場の空きスペースなどを活用して整備を行っています。あわせて、商店街等の小規模な用地を活用した駐車スペースの整備や、民間の事業者などによる整備促進の方策を検討していきます。</p>
15		<p>J R 高円寺駅周辺では、点字ブロック上に自転車、店舗の看板・商品などが置いてある。また、飲食店の客席を設けている場所もあり通行の障害となっているので、視覚障害者が安全に通行出来るように改善してほしい。</p>	<p>自転車の放置に関しては、街頭指導員による自転車駐車場への誘導、放置自転車への警告など、放置防止活動の強化に努めていきます。</p> <p>また、店舗の看板・商品、飲食店の客席などの路上放置防止に関しては、本計画の取組には該当いたしません。引き続き関係機関と連携し、店舗などへの指導の強化に努めていきます。</p>